年金記録確認九州地方第三者委員会第二部会(第258回)議事要旨

- 1 日 時:平成26年12月1日(月)13時45分から15時50分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、尾畠部会長代理、片野委員、新庄委員、田村委員 (九州管区行政評価局) 山田事務室次長補佐ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成26年12月8日(月)に行うこととされた。

文責:事務室後日修正の可能性あり

年金記録確認九州地方第三者委員会第一部会(第250回)議事要旨

- 1 日 時: 平成26年12月4日(木) 15時58分から17時37分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会) 津田部会長、石立部会長代理、上村委員、大久保委員、小島委員 (九州管区行政評価局) 吉田事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

(1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(2) 次回の部会は、平成26年12月11日(木)に行うこととされた。

年金記録確認九州地方第三者委員会第三部会(第237回)議事要旨

- 1 日 時: 平成26年12月5日(金) 13時55分から15時30分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、渕上委員 (九州管区行政評価局) 山下事務室次長補佐ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の3件について、記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成26年12月19日(金)に行うこととされた。

年金記録確認九州地方第三者委員会第二部会(第259回)議事要旨

- 1 日 時:平成26年12月8日(月)15時52分から16時42分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、尾畠部会長代理、片野委員、新庄委員、田村委員 (九州管区行政評価局)吉田事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正する必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件について記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成26年12月22日(月)に行うこととされた。

文責:事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認九州地方第三者委員会第一部会(第251回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 26 年 12 月 11 日 (木) 13 時 58 分から 15 時 47 分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会) 津田部会長、石立部会長代理、上村委員、大久保委員、小島委員 (九州管区行政評価局) 山下事務室次長補佐ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金の1件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。

また、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正する必要があるとのあっせん 案1件を決定するとともに、3件について記録の訂正が必要とまでは言えない と判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

- (3) 申立人に対して口頭意見陳述(1件)を実施した。
- (4) 次回の部会は、平成26年12月25日(木)に行うこととされた。

年金記録確認九州地方第三者委員会第四部会(第258回)議事要旨

- 1 日 時: 平成26年12月11日(木) 14時から15時8分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会) 山出部会長、田中部会長代理、堀江委員、米村委員 (九州管区行政評価局) 山田事務室次長補佐ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の5件について、記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成27年1月8日(木)に行うこととされた。

年金記録確認九州地方第三者委員会第三部会(第238回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 26 年 12 月 19 日(金) 15 時 55 分から 17 時 5 分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)中島部会長、末松部会長代理、中嶋委員、渕上委員 (九州管区行政評価局) 吉田事務室長ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の資格取得日等の記録を訂正する必要があるとのあっせん案 2 件を決定した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成27年1月9日(金)に行うこととされた。

年金記録確認九州地方第三者委員会第二部会(第260回)議事要旨

- 1 日 時:平成26年12月22日(月)14時50分から16時13分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会)藤井部会長、尾畠部会長代理、片野委員、新庄委員、田村委員 (九州管区行政評価局)山田事務室次長補佐ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、厚生年金保険の標準賞与額等の記録を訂正する必要があるとの あっせん案3件を決定するとともに、2件について記録の訂正が必要とまでは 言えないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成27年1月13日(火)に行うこととされた。

文責:事務室 後日修正の可能性あり

年金記録確認九州地方第三者委員会第一部会(第252回)議事要旨

- 1 日 時: 平成 26 年 12 月 25 日(木) 13 時 52 分から 16 時 6 分まで
- 2 場 所:年金記録確認九州地方第三者委員会室
- 3 出席者

(委員会) 津田部会長、石立部会長代理、上村委員、大久保委員、小島委員 (九州管区行政評価局) 山下事務室次長補佐ほか

4 主な議題

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 九州地方第三者委員会に申立てのあった事案の概要について事務室からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
- (2) 部会として、国民年金の3件について、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要とまでは言えないと判断した。

また、厚生年金保険の3件について、記録の訂正が必要とまでは言えないと 判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議 を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成27年1月22日(木)に行うこととされた。